

翻訳

中華人民共和国港湾法施行に係る 関連規定及び通達

香 川 正 俊

中華人民共和国は2004年1月、初の「中華人民共和国港口法」を施行した。長期にわたり、改革開放政策を推し進める上で必要不可欠な港湾行政が全国的に統一されなかったこと自体、大きな問題を包含するが、ようやく港湾基本法が施行された事実は、今後の中国港湾の発展と貿易振興にとって極めて重要な事柄であるといえる。

訳者は最近、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会編『中華人民共和国港湾法解釈』を翻訳出版(2005年2月、成山堂書店)したが、その中に同法の施行に必要な交通部の「港湾経営管理規定」及び「『港湾経営管理規定』の実施に係る問題に関する通知」を収録する紙数的余裕がなかった。

ここに資料として掲載する。

中華人民共和国交通部令

2004年第4号

港湾経営管理規定

『港湾経営管理規定』は2003年12月26日の第18回交通部常務会議を通過、公布を経て、2004年6月1日より施行する。

部長 張春賢

2004年4月15日

港湾経営管理規定

第1章 総則

第1条 港湾経営行為を規範化し、港湾経営秩序を維持するため、『中華人民共和国港湾法』
とその他の関連法律、法規に基づき本規定を制定する。

第2条 本規定は、港湾経営及びその関連活動に適用する。

第3条 本規定にいう下記の用語の意味は、次の通りである。

一 港湾経営とは、港湾区域内において港湾経営者が船舶、旅客及び貨物に対し、港湾施設
或いはサ - ビスを提供する活動を指し、主に次に列挙する項目を包含する。

1. 船舶に対し、埠頭やはしけ取りの錨地、浮標等の施設を提供すること。
2. 旅客に対し、船舶待合室、船舶乗降施設及びサ - ビスを提供すること。
3. 委託人に対し、貨物荷役 (はしけ取りを含む)、貯蔵、港内はしけ運送、コンテナ
積み置き、コンテナ貨物の解体や入れ替え、貨物及びその梱包の簡単な加工処理等を
提供すること。
4. 船舶の港湾出入、埠頭への離着岸、移泊に要する押船や牽引等のサ - ビスを提供す
ること。
5. 委託人が貨物を引き渡す際に必要な、個数確認及び貨物の表面状況の検査等、検数
サ - ビスを提供すること。
6. 船舶に対し、発電、燃料、生活用品の提供や船員の送迎、ごみ処理、廃液 (残油、
汚水収集を含む) の処理、オイルフェンスの提供等の港湾サ - ビスを提供すること。
7. 港湾施設、設備及び機械の賃貸し並びに修繕業務に従事すること。

二 港湾経営者とは、法律に基づき経営資格を取得し、港湾経営活動に従事する組織及び
個人を指す。

三 港湾施設とは、港湾経営に従事するために建設、設置する建築 (構築) 物を指す。

第4条 交通部は、全国における港湾経営管理業務に責任を負う。

省、自治区、直轄市人民政府の交通 (港湾) 主管部門は、当該行政区域における港湾経営
管理業務に責任を負う。

省、自治区、直轄市人民政府及び港湾が所在する市 (地)、並びに県人民政府が定める
具体的に港湾行政管理を行う部門は、当該港湾の経営管理業務に責任を負う。本項の部門
を総称して港湾行政管理部門という。

第5条 国は、港湾経営業務の複数経営と公平な競争を奨励する。港湾経営者は、独占的な

行為をしてはならない。いかなる組織と部門はどのような形態であれ、特定の地域と部門を保護してはならない。

第2章 資格管理

第6条 港湾経営に従事するときは、港湾経営の許可を申請しなければならない。

港湾経営の許可にあたっては公平、公正及び公開透明の原則を遵守し、費用を徴収してはならず、かつ社会的な監督を受けなければならない。

第7条 港湾経営（港湾検数を除く）の従事にあたっては、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- 一 固定した経営場所を有すること。
- 二 経営範囲、規模に対応する港湾施設、設備を有し、その中で、
 1. 埠頭、旅客運送場、倉庫、貯蔵タンク、汚水処理施設等の固定施設は、港湾全体計画と法律、法規及び関連する技術規準に適合しなければならない。
 2. 旅客に船舶乗降サービスを提供するときは、極力風、雨、雪を遮断できる待合室、乗降施設を設置しなければならない。
 3. 国際航路用船舶にサービスを提供する埠頭（はしけ取り錨地、浮標を含む）については、対外開放の資格を保持しなければならない。
 4. 船舶に対し、埠頭、はしけ取り錨地、浮標等の施設を提供するときは、相応の船舶からの汚染物、廃棄物接收能力と汚染に対する緊急処理能力並びに必要な施設、設備と器材を備えなければならない。
- 三 経営の規模、範囲に対応する専門的技術者及び管理人員を有しなければならない。

第8条 港湾検数に従事するときは、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- 一 経営範囲、規模に対応する組織機構と管理人員及び検数員を有すること。
- 二 固定した従業場所と経営施設を有すること。
- 三 業務規定と管理制度を有すること。

第9条 港湾荷役と貯蔵業務に従事する経営者は、検数業務を兼営してはならない。同様に、検数業務に従事する経営者は貨物荷役及び貯蔵業務を経営してはならない。

第10条 港湾経営の従事を申請するときは、次に掲げる応分の関連文書と資料を提出しなければならない。

- 一 港湾経営の申請書
- 二 経営管理機構の構成と共同使用所の所有権或いは使用権証明

三 埠頭、倉庫、貯蔵タンク、汚水処理等の固定施設が国の関連規定に適合することを示す竣工検査証明書及び港湾水際線使用の認可文書

四 港湾作業船舶を使うときは、港湾作業船舶の船舶証明書

五 安全生産に責任を負う主要管理者が、安全生産関係の法律、法規に定められた訓練を経たことを証明する資料

六 第7条に規定された条件に適合する旨の証明、その他の文書及び資料

港湾検数業務に従事するときは、前項第一号及び第二号に規定する資料と検数員リスト及び検数員の身分を示す相応の証明資料を提出しなければならない。

第11条 港湾経営の従事を申請するとき（港湾検数の従事申請を除く）は、申請者は港湾行政管理部門に対し、書面による申請（見本は別紙の通り）と第10条第1項に定める関連文書、資料を提出しなければならない。港湾行政管理部門は申請を受理した日から起算して30日以内に許可或いは不許可を決定しなければならない。資格条件を満たしたときは、港湾行政管理部門は「港湾経営許可証」（見本は別紙の通り）を交付し、かつインターネット或いは新聞に発表する。条件を満たさないときは行政許可を行わず、かつ不許可決定及びその理由を書面で申請者に通知しなければならない。「港湾経営許可証」は経営を許可する港湾業務の種類を明確に表さなければならない。

第12条 港湾検数業務の従事を申請するときは、交通部に対し、書面による申請と第10条第2項に定める関連文書、資料を提出しなければならない。交通部は申請と関連資料を受理した後、必要に応じて地方の交通（港湾）主管部門と関連する港湾行政管理部門の意見を求めることができる。当該2部門は7日以内に意見を述べなければならない。交通部は申請者の申請を受理した日から起算して20日以内に許可或いは不許可を決定しなければならない。許可のときは「港湾経営許可証」を審査、交付し、交通部のホームページ或いは新聞に発表する。不許可のときは不許可決定及びその理由を書面で申請者に通知しなければならない。交通部は、許可の決定を行うと共に許可状況を関連港湾の港湾行政管理部門に通知しなければならない。

第13条 交通部と港湾行政管理部門は、申請者が提出した港湾経営許可の申請に対し、次に掲げる状況に分類して処理しなければならない。

一 申請事項が法律に基づく行政許可を取得する必要がないときは、直ちに申請者に対し、不受理を告知しなければならない。

二 法律に基づき、申請事項が交通部或いは港湾行政管理部門の職権に属しないときは、直ちに申請者に対し、関係行政機関に申請するよう告知しなければならない。

三 申請資料にその場で是正可能な誤りがあるときは、申請者がその場で是正することを

認めなければならない。

四 申請資料が不完全又は法律に定める形式に合致しないときは、その場或いは5日以内に申請者に補完を要するすべての内容を告知しなければならない。期限を経過しても告知しないときは、申請資料が到着した日に受理したものとみなす。

五 申請事項が交通部或いは港灣行政管理部門の職権範囲に属し、申請資料が完全に揃い、法律に定める形式に合致し、或いは申請者が必要なすべての申請資料を補完したときは、経営業務の許可申請を受理しなければならない。

経営業務の許可申請の受理或いは不受理に関しては、許可機関専用の印鑑と日付が記された書面による証明証を提供しなければならない。

第14条 申請者は、港灣行政管理部門或いは交通部が審査し、交付した「港灣経営許可証」を携行して工商管理部門で工商登記を行い、営業許可証を取得した後、港灣業務に従事することができる。

第15条 港灣経営者は、港灣行政管理部門が許可した経営範囲内において経営活動に従事しなければならない。

第16条 港灣経営者が経営範囲を変更するときは、第11条或いは第12条の規定に基づいて変更事項の許可手続きを行い、かつ工商部門に対し、相応の変更登記手続きをしなければならない。

港灣経営者が企業の法定代表者或いは業務場所を変更するときは、港灣行政管理部門に対し、記録として掲載されるために報告しなければならない。

第17条 港灣経営者が休業又は廃業するときは、予め30日前に許可行為を行った機関に告知しなければならない。当該許可機関は「港灣経営許可証」を回収し、効力を取り消し、かつ適切な方法で社会に発表しなければならない。

第3章 経営管理

第18条 港灣行政管理部門及び関連部門は、港灣の公共基礎施設の完備と不滞貨を保証しなければならない。

港灣経営者は審査の上定められた機能に基づいて港灣経営施設、設備を使用及び維持し、かつ正常な状態を保持しなければならない。

第19条 港灣経営者が埠頭、ヤ - ド、倉庫、貯蔵タンク及び汚水並びにごみ処理施設等の固定的な経営施設を変更或いは改築するときは、関連法律、法規と規則の規定に基づき、必要な手続きをしなければならない。関連規定に基づき、港灣行政管理部門の審査、認可を得る必

要がないときは、港湾経営者は港湾行政管理部門に対し、記録として掲載されるために報告しなければならない。

第20条 港湾旅客輸送サ - ビス業務を営業者は、安全かつ迅速、便利な旅客輸送を確保するために必要な措置を講じ、旅客の基本的な生活用品の提供を保証し、船舶待合室の良好な状況と環境を確保しなければならない。

第21条 港湾経営者は、応急的復旧、災害救援及び国防建設上緊急を要する物資調達に係わる作業を優先的に手配しなければならない。

政府が緊急時に港湾施設を徴用するときは、港湾経営者は行政的な指揮に従わなければならない。そのため、港湾経営者に不費或いは損失が生じたときは、行政上の職責を付与した機関は法律に基づき、相応の経済的補償を行わなければならない。

第22条 旅客が極度に滞留し、或いは貨物の滞貨により港湾が閉塞状態にある緊急的な状況においては、港湾行政管理部門は措置を講じ、滞船滞貨を解決しなければならない。港湾が所在する市、県人民政府が必要と認めるときは直接的な措置を講じ、滞船滞貨の解決を図ることができる。港湾内の組織、個人及び船舶、車両は指揮に従わなければならない。

第23条 港湾行政管理部門は、社会公共利益に危険を及ぼす可能性のある港湾危険貨物事故を想定した応急救援対応策、重大生産安全事故に伴う旅客の緊急避難と救援対応策及び自然災害予防に関する対応策を策定しなければならない。港湾重大生産安全事故に対する健全な緊急救援体制を確立しなければならない。

港湾行政管理部門は、前項の規定に基づき策定した各救援対応策を公表し、かつ交通部と上級の交通(港湾)主管部門に対し、記録として掲載されるために報告しなければならない。

第24条 港湾経営者は、関連法律、法規と交通部の関連港湾安全作業規則の規定に基づいて安全生産管理を強化し、安全生産条件を完備し、健全な安全生産責任制等の規則制度を設け、安全生産を確保しなければならない。

港湾経営者は法に基づき、自ら危険貨物による事故発生を想定した応急救援対応策、重大事故が発生したときの旅客の緊急避難と救援対応策及び自然災害を予防する方策を策定し、実施体制を確保しなければならない。

港湾経営者は、前項の規定に基づき策定した各応急対応策を、港湾行政管理部門と港湾が所在する海事管理機構に対し、記録として掲載されるために報告しなければならない。

第25条 港湾経営者は、その経営活動を行うにあたり、関係法律、法規及び交通部の規則を遵守しなければならない。法に基づく契約義務を履行し、顧客に対して公平で良好なサ - ビスを提供しなければならない。

第26条 港湾経営者は、国家の港湾経営価格と料金に関する関連規定を遵守し、経営する場所に経営サ - ビスに係る料金項目及び料金基準を公表すると共に、国家が定める港湾経営用の伝票を使用しなければならない。

第27条 港湾経営者が不正な手段を使って競争相手を排除し、公平な競争を制限或いは妨害してはならない。同等の条件にあるサ - ビス業務に対して差別的価格を設定し、又はいかなる手段であれ、提供する港湾サ - ビスを他人に強要してはならない。

第28条 港湾経営者は、関連規定に基づき、直ちに適正な額の港湾行政上の料金を納入しなければならない。

港湾経営者の適法な権利は法律上の保護を受ける。いかなる組織や個人も港湾経営者に対し、費用の割り当て或いは違法な費用を強制徴収してはならない。

港湾経営者は、規定に反した各種費用の徴収及び割り当てを拒否する権利を有する。

第29条 港湾行政管理部門は、法律に基づき、港湾行政上の料金徴収及び管理に関する業務を行い、港湾行政上の適正な料金の完全な徴収を確保し、かつ直ちに適正な額の料金を納付しなければならない。

港湾行政上の料金は個別に管理し、港湾行政に要する経費にのみ使用する。

第30条 港湾経営者は、国家の関連規定に基づき、速やかに港湾行政管理部門に対し、正確な港湾統計資料及び関連情報を提供しなければならない。

各級交通（港湾）主管部門と港湾行政管理部門は、関連の規定に基づき、交通部並びに上級の交通（港湾）主管部門に対し、港湾の統計資料及び関連情報を送付、報告し、当該地域の実情に即した港湾管理情報を系統立てなければならない。

当該部門の職員は、港湾経営者の商業上の秘密を保護しなければならない。

第4章 監督検査

第31条 港湾行政管理部門は、法律に基づき、港湾安全生産状況と本規定の実施状況に対する監督検査を実施し、検査結果を社会に公表しなければならない。港湾行政管理部門は旅客が集中し、貨物荷役量が比較的多い、又は特殊な用途に供される埠頭に対しては重点的な巡察を実施し、検査中に潜在的危険を認めるときは、被検査人に対し、速やかな排除或いは期限を定めた排除を命じなければならない。

各級交通（港湾）主管部門は、港湾行政管理部門による『中華人民共和国港湾法』及び本規定の実施に対する監督管理を強化し、法律に規定されたすべての制度を着実に実行し、政府としての法律執行中の違法行為を直ちに是正しなければならない。

第32条 港湾行政管理部門の監督検査員は、法に基づき監督検査を実施するときは、被検査部門と関係者に対する情報を収集し、関係資料を調査し、かつ複製する権限を有する。

監督検査員は、検査中に知り得た企業秘密を漏洩してはならない。

監督検査員は、2人以上で監督検査を実施しなければならないが、かつ法律執行証明書を提示しなければならない。

第33条 監督検査員は監督検査の時間、場所、内容、監督検査中に発見した問題及び処理状況を書面に記録し、監督検査員と被検査部門の責任者が署名しなければならない。被検査部門の責任者が署名を拒絶したときは、監督検査員はその状況を書類に記録し、港湾行政管理部門に報告しなければならない。

第34条 被検査事業者と関係者は、港湾行政管理部門が法に基づいて実施する監督検査を受け、正確な関係状況と資料を提出し、かつ検査を拒否或いは関係状況と資料を隠匿し、又は虚偽の報告を行ってはならない。

第5章 法律責任

第35条 次に掲げる行為の一に該当するときは、港湾行政管理部門は違法経営の停止、違法所得の没収を命じ、かつ違法所得が10万元以上のときは違法所得の2倍以上5倍以下の罰金を併科し、違法所得が10万円に満たないときは5万元以上20万円以下の罰金を併科する。

- 一 法に基づく港湾経営許可証を取得せず、港湾経営に従事したとき
- 二 法に基づく許可を得ず、港湾検数業務を経営したとき
- 三 港湾検数業務経営者が貨物荷役業務と貯蔵業務の経営を兼営したとき

前項第3号に掲げる行為をなし、状況が重大なときは、交通部は港湾検数業務の経営許可証を没収し、かつ適切な方法で社会に公表する。

第36条 検査或いは調査の結果、港湾経営者が経営許可を取得した後、本規定第7条及び第8条に掲げる一又は複数項の条件に適合しないと認められたときは、港湾行政管理部門は経営を停止させ、期限を定めて是正を命じ、期限が経過しても是正しないときは、行政許可を決定した行政機関は港湾経営許可証を取り消し、かつ適切な方法で社会に公表する。

第37条 港湾経営者が応急的復旧に必要な物資、災害救援物資と国防建設上緊急を要する物資調達に係わる作業を優先的に手配しないときは、港湾行政管理部門は是正を命じ、重大な結果を生じたときは港湾経営許可証を没収し、かつ適切な方法で社会に公表する。

第38条 港湾経営者が本規定第24条の安全生産に関する規定に違反したときは、港湾行政管理部門或いはその他の法律により安全生産監督管理の職責を負う部門は、法に基づき処罰す

る。状況が重大であるときは、港湾行政管理部門は港湾経営許可証を没収し、犯罪を構成するときは、法律に基づき刑事責任を追及する。

第39条 港湾経営者が本規定第25条及び第26条の規定に違反したときは、港湾行政管理部門は調査を行い、かつ関連部門と協力して処理しなければならない。

第40条 港湾経営者が本規定の第30条に規定に違反して、直ちに、又は正確に港湾行政管理部門に対し港湾統計資料及び関連情報を提供しないときは、港湾行政管理部門は関連の法律、法規の規定に基づき処罰する。

第41条 港湾行政管理部門が法律に基づく職責を果たさず、次に掲げる行為の一に該当するときは、直接責任を負う主管者とその他の直接的な責任者を、法に基づき行政処分に処する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

- 一 法律に定める条件に合致しない申請者に対し、港湾経営許可を付与したとき。
- 二 経営許可を取得した港湾経営者が、法律に定める許可条件に合致しないと認められたにもかかわらず、直ちに許可証を没収しないとき。
- 三 法律に基づく監督検査の職責を果たさず、法律に基づく許可を得ずに港湾経営に従事する行為及び安全生産管理規定を遵守しない行為、港湾作業の安全に危険を及ぼす行為並びにその他本法の規定に違反する行為に対し、法律に基づく監督検査と処理に係わる職責を果たさないとき。

第42条 港湾行政管理部門が港湾経営者の経営自主権を違法に侵害したときは、その上級の行政機関或いは監察機関は是正を命じ、港湾経営者に対する財物の割り当て或いは違法な費用を強制徴収したときは返却を命じ、状況が重大なときは、直接責任を負う主管者とその他の直接的な責任者を、法に基づき行政処分に処する。

第6章 附 則

第43条 港湾行政管理部門が『中華人民共和国港湾法』に基づき策定する港湾規則は、公表と同時に上級の交通(港湾)主管部門及び交通部に対し、記録として掲載されるために報告しなければならない。

第44条 港湾における水先案内については、交通部が公布した『船舶引航管理規定』を適用する。さらに危険貨物に係る港湾作業に従事するときは、交通部公布の『港湾危険貨物管理規定』を遵守しなければならない。

第45条 本規定の解釈については、交通部が責任を負う。

第46条 本規定は、2004年6月1日から実施する。

香川正俊

港湾経営業務申請書

申請者名			
申請者の住所			
連絡者		電話	
FAX		E-メールアドレス	
申請する港湾経営業務の種類			
附属書類の名称			
申請日	年	月	日

港湾経営業務申請書の記入に関する説明

- 一. 本申請書は、港湾経営業務の従事を申請する組織或いは個人が記入し、関係する港湾行政管理部門に送付の上、提出する。
- 二. 「申請する港湾経営業務の種類」とは、『港湾経営管理規定』第3条に規定する埠頭及びその他の港湾施設経営、港湾旅客運輸サ - ビス経営、港区内における貨物荷役、はしけ運送、貯蔵経営、港湾タグボ - ト経営、港湾検数経営、船舶に対する港湾サ - ビス業務及び港湾施設、設備、機械の賃貸し経営を指す。
- 三. 「附属書類の名称」とは、『港湾経営管理規定』第10条に規定する申請者が港湾経営業務申請書以外に提出を求められるその他の書類、資料の名称を指す。
- 四. 「申請日」とは、申請者が港湾経営業務申請書を関連の港湾行政管理部門に提出する日を指す。

港灣經營許可証の印刷についての説明

1. 部数：「正本」、「副本」、「控え」の3部で1式とする。
2. 規格：A4サイズ，外枠線太さ2ポイント，内枠線太さ0.5ポイントとする。
3. 用紙の種類
 正本：230グラム 布目のある印画紙，
 副本：157グラム 布目のある印画紙，
 控え：157グラム 布目のある印画紙とする。
4. 色
 正本：ブルー色20%，
 副本：黄色20%，
 控え：水色15%，赤色15%，黄色5%とする。
5. 字体
 表題の「港灣經營許可証」は，32ポイントの正宋体大字とする。
 「正本」（副本／控え）は，35ポイントの簡体漢字宋体大字，42%高とする。
 「()港經字第()号」は，13ポイントの簡体活字宋体とする。
 その他は，15ポイントの楷書体とする。

港灣經營許可証（正本）

港灣經營許可証（副本）

港灣經營許可証（控え）

港湾経営許可証

(正本)

()港経字第()号

審査の結果、本許可証に記載の港湾経営者は『中華人民共和国港湾法』の規定に定める条件に適合と認める。よって下記の経営に従事できるものとする。

1. 埠頭及びその他の港湾施設経営
2. 港湾旅客運輸サ - ビス経営
3. 港区内における貨物荷役、はしけ運送、貯蔵経営
4. 港湾タグボ - ト経営
5. 港湾検数経営
6. 船舶に対する港湾サ - ビス業務
7. 港湾施設、設備、機械の賃貸し・修繕経営

港湾経営者の名称： _____

許可証の交付機関

(印)

港湾経営者の所在地： _____

許可証発行日： 年 月 日

港湾経営許可証

(副本)

()港経字第()号

審査の結果、本許可証に記載の港湾経営者は『中華人民共和国港湾法』の規定に定める条件に適合と認める。よって下記の経営に従事できるものとする。

1. 埠頭及びその他の港湾施設経営
2. 港湾旅客運輸サ - ビス経営
3. 港区内における貨物荷役、はしけ運送、貯蔵経営
4. 港湾タグボ - ト経営
5. 港湾検数経営
6. 船舶に対する港湾サ - ビス業務
7. 港湾施設、設備、機械の賃貸し・修繕経営

港湾経営者の名称： _____

許可証の交付機関

(印)

港湾経営者の所在地： _____

許可証発行日： 年 月 日

港湾経営許可証

(控え)

()港経字第()号

審査の結果、本許可証に記載の港湾経営者は『中華人民共和国港湾法』の規定に定める条件に適合と認める。よって下記の経営に従事できるものとする。

1. 埠頭及びその他の港湾施設経営
2. 港湾旅客運輸サ - ビス経営
3. 港区内における貨物荷役、はしけ運送、貯蔵経営
4. 港湾タグボ - ト経営
5. 港湾検数経営
6. 船舶に対する港湾サ - ビス業務
7. 港湾施設、設備、機械の賃貸し・修繕経営

港湾経営者の名称： _____

許可証の交付機関

(印)

港湾経営者の所在地： _____

許可証発行日： 年 月 日

『港湾経営管理規定』の実施に係る問題に関する通知

各省、自治区、直轄市の交通庁、局、委員会、港湾(港航)管理局宛

『中華人民共和国港湾法』(以下『港湾法』と略称する)は2004年1月1日に正式に施行された。これに伴い、当該法律の学習、宣伝と実施業務の良好な実践のために、各級人民政府と交通(港湾)管理部門は多くの効果的な活動を行ったが、その結果、特に管理体制改革の促進や関連法規の制定等の面において大きな進展が図られた。港湾の経営管理は『港湾法』の中の調整、規範上の重要な内容である。『港湾法』の関係規定の実効ある実施を確保するために、交通部は各関連部門と何回も検討し、『港湾経営管理規定』(以下『規定』と略称する)を策定した。同規定は2004年4月15日に交通部部長が第4号交通部令として署名して正式に公布され、2004年6月1日から効力を発する。各地において『規定』が滞りなく実施されるよう、関連する問題について次の通り通知する。

一. 港湾行政部門の体制に関する問題について

ここ数年の港湾管理体制改革を経て、各地の港湾管理部門は基本的にほぼ整備されたが、各地の整備状況は充分とはいえず、不均等である。ある地方は港湾行政管理部門という機関を設立したものの、職員がまだ充分ではない。ある地方においては、職員は揃っているが機能がまだ十分に整備されていない。またある地方では、港湾管理部門と他の関連部門との関係が不明確なため、港湾行政管理部門の行政資格或いは法律執行主体としての資格が十分に区別されていない。

2004年7月1日から『中華人民共和国行政許可法』が正式施行となる。当該法律と『港湾法』の関連規定によれば、港湾における行政許可は行政許可権を有する行政機関が法定職権の範囲内でのみ行使でき、港湾行政管理部門の行政許可もその権限内で実施可能な範囲に限定される。従って各地の港湾行政管理部門は一層体制の改善を進め、機関と職員及び職能の整備に努め、『港湾法』と『規定』に定める管理職能を担わなければならない。港湾管理体制が整備されず、行政資格或いは法律執行主体としての資格が不明確な地方においては、交通・港湾管理部門は直ちに前述した2法の関連規定に基づき、当該地方人民政府及び関連部門と協調して

港湾行政管理部門を明確に確定しなければならない。わが国港湾の実情に鑑みれば、港湾行政管理部門は同級の交通局（交委）と協同・同一の体制、いわゆる「一門二札（訳者注：1つの部門に2つの名称があるという意味）」（例えば深圳、寧波等の体制）、或いは交通局（交委）が直接に管理する体制を採用できる。また、港湾（港航）管理部門と同級の交通局（交委）が独立して別々に設立されるときもある（例えば上海、大連等の体制）。各地方は「別組織の付属化」或いは「管理の一本化」の中身を明確にする必要がある。後者に属する独立して別々に設立されるときは、『港湾法』第6条第3項の規定に基づき、港湾行政と法律執行主体としての資格を有する機関は単独で設立する港湾（或いは港航）管理部門である。各省級の交通主管部門は、港湾が所在する地方人民政府が法律に基づき、港湾行政管理機関に関して策定した計画を尊重し、法律の規定に適合しない体制に対しては、法律に照らして調和と監督しなければならない。

二．既存港湾企業の経営許可証に関する審査と交付について

『港湾法』と『規定』の関連規定に基づいて、わが国港湾の実情と各地の要求に応じ、既存港湾企業の経営許可証に関する審査と交付業務に係わる複数の問題について、次の通り明示する。

- 1 現在、港湾経営に従事している企業（一時的または簡単な生産施設を有する企業を含む）は、『規定』に基づき経営許可の申請を進めること。港湾行政管理部門は『規定』に照らし、審査を行う。条件に適合した企業に対しては経営許可証を交付する。条件に適合しない企業に対しては期限を定めて改善を促し、改善しても条件に適合しないときは、経営許可証を交付してはならない。
- 2 港湾行政管理部門は審査過程において、既存企業の港湾施設に対しては港湾全体計画に適合しているか否かを規準にする必要がある。全体計画がまだ策定及び認可されていないときは、旧来の港湾計画に適合しているか否かを規準にする。港湾計画がないときは、港湾施設が港湾計画に適合していないとはいえないため、不認可としてはならない。
- 3 各地の既存埠頭企業が水際線使用の認可書を有するときは、企業は水際線使用の認可書を申請文書の一部として提出しなければならない。水際線に係わる審査制度が存在しないときは、港湾行政管理部門は企業に対し、認可書の提供を要求してはならない。
- 4 『港湾危険貨物管理規定』に基づき、既に「危険貨物港湾作業許可証」を取得済みの企業に対しては、港湾行政管理部門は『港湾経営許可証』を交付しなければならない。『危険貨物港湾作業許可証』を取得していないときは、港湾企業と港湾行政管理部門は『規定』に基づき、それぞれ『港湾経営許可証』の申請と審査を行い、『港湾経営許可証』の審査

と交付の後、『港湾危険貨物管理規定』に基づいた『危険貨物港湾作業許可証』の申請と審査を行わなければならない。

各港湾行政管理部門は既存港湾企業の経営許可証の審査と交付業務を誠実に履行し、『規定』の原則に従って手続きを簡素化し、企業負担の減少に努めなければならない。これ等は2004年末前までに全部達成する必要がある。各地方はこれ等の業務を促進すると共に、各港湾企業の基本的な状況を完全に把握し、関連情報を収集し、港湾におけるコンピュータ管理による情報システムを構築するための基本的業務を成し遂げなければならない。

三. 『規定』中の関連問題に関する解釈について

1 経営許可とその他の審査及び認可との関係について

『港湾法』は、主要港湾の全体計画は国務院交通主管部門と省級人民政府の共同で認可し、重要港湾の全体計画は省級人民政府が認可し、その他の港湾の全体計画は港湾が所在する市、県級人民政府が認可すると規定している。また、『港湾法』は、港湾全体計画の区域内において、水際線を使用して港湾施設を建設するときは、国務院交通主管部門が港湾行政管理部門が認可すると定めている。港湾経営許可は前述の港湾全体計画と水際線使用の認可後に行われるものであり、港湾経営業務の申請者が使用（所有及び賃貸を含む）する港湾施設が全体計画に適合するか否か、及び使用する水際線が関連部門によって認可されたか否かを審査しなければならない。しかも港湾施設の建設後の竣工検査を受けたか否か、生産経営に従事する条件等に適合するか否かを審査する必要がある。従って、これ等の三段階の審査と認可は互いに関連し、連動しており、代替が不可能であり、順序を相互に変更できない。

2 経営許可に関する範囲について

港湾経営許可に関する範囲は、港湾全体計画を規準にする必要がある。港湾全体計画で確定される港区内において港湾経営活動に従事する企業は、当該資産の帰属先及び経営管理対象が「公共」施設又は「専用」施設かどうかとは無関係に、すべて港湾経営許可に関する範囲に包含される。但し、港区外でコンテナヤード、貯蔵等の業務を経営する企業は、原則として港湾経営許可に関する範囲には含まれない。

3 危険貨物の経営における港湾作業許可について

『危険貨物港湾作業許可証』を既に取得した企業を除き、港湾における危険貨物作業の経営を新規に申請する企業は、『規定』に基づき、予め『港湾経営許可証』に係わる審査と交付申請を行い、その後『港湾危険貨物管理規定』に基づく『危険貨物港湾作業許可証』

の審査と交付を申請しなければならない。

4 港湾施設技術規準と港湾作業船舶証書に関する問題について

わが国における港湾施設の建設に関しては、系統的な技術規準と技術基準が存在する。一般的に言えば、港湾施設の建設に関する技術規準と技術基準は建設中の問題であり、港湾行政管理部門は経営許可を審査する過程において、主に申請された経営業務に適すべき施設の検査報告書と関連文書を把握しなければならない。港湾作業船舶は、関連部門が審査し交付する船舶航行に適し、安全作業が可能とする証明書を、港湾作業船舶船員証書と共に所持しなければならない。

5 経営許可の変更に関する問題について

経営許可の変更は『規定』第16条に基づいて処理しなければならない。港湾経営者が有する資産の帰属変更により経営主体の名称が変更するときは、『規定』第16条第1項の規定に基づき変更手続きをしなければならない。経営主体の名称に変更がなく、ただ法人代表者が変更するときは『規定』第16条第2項の規定に基づき、港湾行政管理部門に対し、記録として掲載されるために報告しなければならない。経営主体と法人代表にも変更がないときは、変更手続きを行う必要はない。

6 『港湾経営許可証』の印刷と記入に関する問題について

『規定』の関連規定に基づき、付録の『港湾経営許可証』の見本の第7項「設備賃貸し」の後に「修繕業務」を加える必要がある。『港湾経営許可証』の記入方法を統一化するため、港湾行政管理部門は許可証に記入するときは、経営項目以外はすべてその前にある枠内に「×」を記入し、さらに一或いは複数の経営項目以外の文字上に「—」を引く。

港湾行政許可は国家が一層良好に港湾を管理し、港湾の安全運営を確保し、港湾の健全かつ秩序ある発展を促進するための行政管理手段である。港湾行政管理は重要で複雑な行政業務であり、法律と関連の規定に基づき我々には厳粛かつ重大な責任が賦与されているため、各級の交通(港湾)管理部門は質の高い集団となり、優れた行政職員を育成しなければならない。従って各地において適正な措置を取り、港湾行政管理集団の建設を強化し、行政職員の政治的・業務的素質の高揚に努めなければならない。「3つの代表」という重要な思想に従い、適正な公僕・奉仕意識を確立すると共に、港湾管理業務の基本を企業に対するサ・ビス及び港湾の長期的な発展に対する奉仕に置かなければならない。各級交通(港湾)主管部門、特に港湾行政管理部門及び当該部門の管理職員は関連の法律、法規の規定を確実に掌握し、内容を理解し、法律に基づいて行政に携わり、港湾を良好に管理し、港湾企業にとって好ましい発展環境を形成する必要がある。法律、法規の原則を基礎とし

中華人民共和国港湾法施行に係る関連規定及び通達

て地域の実情にも対応した港湾行政管理業務を創造的に改善することが求められる。

中華人民共和国交通部 (印)

2004年5月18日

文書名：規定の実施に係る通知について

宛 　　：中国港湾協会